

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年8月27日から令和元年10月8日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 子育て支援課・家庭児童支援課・幼稚園・保育園
・幼稚園（西尾）
・保育園（花ノ木、米津、室場、矢田、一色中部、津平、荻原、見影）

(2) 対象期間

平成31年4月1日から令和元年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、幼稚園・保育園については、施設管理や防災対策等が適正に行われているか実査を行った。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子育て支援課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(イ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。

(ロ) リース保育室の賃貸借契約において、実質的な長期継続契約にもかかわらず、単年度契約をしていた。

イ 私有車の公務使用に係る燃料支給において、計測距離の誤りにより、燃料券を多く支給していた。支給事務のチェック体制を強化し、適切な事務処理をされたい。

(2) 家庭児童支援課

ア 契約事務において、個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業場所に

関する届の提出のないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 必要のない者の個人番号通知カードの写しが綴られていた。基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(3) 幼稚園、保育園

公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあった。

公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。